

「教育・保育給付認定申請書（2号認定・3号認定）」記入上の注意

この「教育・保育給付認定申請書」は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市役所保育課に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

鉛筆や消えるペンでの記入はしないでください。

- 『認定を希望する理由』には、認可保育施設への入園申込のため、企業主導型保育施設の利用（予定）のため、のいずれかに☑を記入してください。☑企業主導型保育施設利用（予定）の方は、施設名と認定開始希望日の記入をしてください。
- 『申請子ども氏名』には、認定申請するお子さまのお名前、フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入し、性別・障害者手帳等の有無には該当するに☑してください。
- 『保護者1(申請者)』には、認定申請するお子さまの保護者(兼申請者)のお名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・連絡先を記入し、続柄・保育必要事由には、該当するに☑、（※☑その他の場合は、備考欄に内容を記入）・住所を記入してください。
- 『保護者2』には、保護者1と同居別居のいずれかに☑し、続柄・保育必要事由には、該当するに☑、（※☑その他の場合は、備考欄に内容を記入）・お名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・連絡先を記入してください。保護者1と☑別居の方は、保護者2住所(保護者1と別居の場合のみ記入)に住所を記入してください。
- ※ 「保護者の連絡先」については、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
- 『申請子どもと保護者以外の同居（世帯分離を含む）世帯員』には、同居の祖父母やきょうだい等の状況を記入してください。生計同一の別居家族は、別居の欄に記入してください。
- 『世帯状況』には、各項目の有または無に☑し、☑有の場合は内容を記入してください。

「施設入園申込書」記入上の注意

この「施設入園申込書」は、保護者が次の点に注意し記入のうえ市役所保育課に提出して下さい。なお、その家庭から2人以上のお子さまが同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

鉛筆や消えるペンでの記入はしないでください。

- 『申込児童』の欄は、入園を申し込むお子さまのお名前、フリガナ、生年月日、入園を希望する年度の4月1日現在の年齢を記入してください。「認定者番号」は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号、及び認定最終日を記入してください。受けていない場合は記入不要です。
 - (1) 『利用を希望する施設名』は、空きの有無にかかわらず通える範囲で希望する順位に従い施設名を記入してください。「きょうだい同時申込みの場合の入園方法」は該当するにチェックしてください。
 - 【**同園同時**】きょうだいと同じ園に、同じ月からの入園を希望
きょうだいのうち1人の児童が保留になった場合、もう1人の児童の募集に空きがあったとしても、児童2人とも保留となります。
 - 【**別園同時**】きょうだいで園が別であっても、同じ月からの入園を希望
きょうだいのうち1人の児童が保留になった場合、もう1人の児童の希望園に募集の空きがあったとしても、児童2人とも保留となります。きょうだいと同じ月に入園できるまで保留となります。
 - 【**同園時期別**】きょうだいで同じ園へのみ入園を希望し、募集に空きがあった児童から先に入園を希望
きょうだいのうち1人の児童が内定し、もう1人の児童が保留になった場合、翌月以降は先に内定した児童の園のみ審査を行います。
 - 【**別園時期別**】きょうだいで別の園、別の月からの入園を希望
申請書に記載された希望順位に従って審査を行い、希望園の募集に空きがあった児童から入園となります。
 - (2) 『利用を希望する期間』は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記してください。
 - (3) 『入園を希望する児童の現在（申込時）の保育状況』は、該当する状況の枠に○をし、さらにその内容に☑、または記入してください。
 - (4) 『過去の集団保育利用』は、あり、なし、のいずれかに☑し、☑ありの場合は、利用施設名称と、その所在市区町村を記

入してください。

(5) 『父または母が不存在の方の記入欄』は該当する方のみ記入してください。理由のいずれかに☑し、その時期や住所を記入してください。

失踪…捜索願の届出が出ている場合のみ

拘留…拘留中であることを証明する書類の添付が必要です。

離婚調停中…別居中で、調停期日呼出状などのコピー等、調停中であることを証明する書類の添付が必要です。

未婚…婚姻をしたことがないことをいい、現在婚姻していないことではありません。

☑離婚または未婚であっても、事実上の配偶者※がいる場合は、原則ひとり親とはみなしません。

※「住民票上同一住所地にいる異性」、または「住民票上同一住所地にいなくとも実際に同居しているか、それに準じる定期的な訪問があり、且つ、定期的に生計の補助をする異性」のこと。

(6) 『住民票所在地』は、直近2年間の1月1日時点の住民票所在地を市区町村名まで記入してください。

(7) 『祖父母の状況』の、年齢については、入園を希望する年度の4月1日現在の満年齢で記入し、別居者の場合は、住所を市区町村まで記入してください。